

【添付書類チェックリスト（丸ノ内緑地を除く高知城跡）】

国史跡高知城跡に係る現状変更等の申請手続には、以下の書類が2部ずつ必要です。

【高知城跡（丸ノ内緑地を除く）の場合】

		添付書類	備考
<input type="checkbox"/>	1	現状変更等の仕様書及び設計図	・平面図，立面図，設置物の配置図，基礎伏図，基礎断面図等 ・イベントの概要等
<input type="checkbox"/>	2	実測図	・現状変更に係る地域，これに関連する地域の地番及び地形を示したもの ・史跡範囲を写した地図（史跡高知城跡指定範囲図）に，現状変更しようとする箇所を明示すること
<input type="checkbox"/>	3	写真	・現況写真等 ・現状変更しようとする箇所を明示すること
<input type="checkbox"/>	4	現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは，その資料	・他の法令に基づく書類がある場合等
<input type="checkbox"/>	5	許可申請者が土地所有者以外の者であるときは，土地所有者の承諾書	・高知県歴史文化財課へ依頼文を提出し，国（四国財務局）の承諾書を取得すること※1
<input type="checkbox"/>	6	許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは，その占有者の承諾書	・高知城跡（丸ノ内緑地を除く）の場合，占有者の承諾書は不要
<input type="checkbox"/>	7	管理団体がある場合，許可申請者が管理団体以外のものであるときは，管理団体の意見書	・市許可の場合，管理団体は高知県のため，高知県歴史文化財課にて意見書を取得すること※2
<input type="checkbox"/>	8	委任状※3	・申請手続を業者等に委任する場合に必要な（様式任意）

※1 四国財務局の承諾書には，1か月程度時間を要する可能性があります。余裕を持った申請をお願いいたします。

※2 市許可の場合，高知城管理団体である高知県の意見書の添付が必要です。意見書については，実施内容とともに事前に高知県歴史文化財課へ御相談ください。また，国許可の場合，申請の際に高知県の意見書は必要ありません。

※3 委任状は，必要な場合のみ添付すること。